

現状と課題（第8期介護給付適正化計画における実施状況等）

第8期介護給付適正化計画においては、主要5事業および給付実績の活用について、各事業の取組目標を基に実施している。各事業における実施状況等は以下のとおり。

- ・要介護認定の適正化については、「業務分析データ」等を用いて練馬区の認定調査・審査判定の傾向や特徴を把握し、研修等を通じて認定調査員や審査会委員へ周知することで、認定調査および認定審査の平準化に取り組んでいる。こうした取組は継続して実施する必要がある。
- ・ケアプラン点検については、運営指導に連動して実施 東京都のガイドラインを活用して実施 高齢者向け住宅等を対象とするものを、面談形式で実施している。また、 のガイドライン方式では、地域の主任介護支援専門員、地域包括支援センターおよび保険者の3者連携し、地域の居宅介護支援事業所をフォローする体制をとっている。
- ・住宅改修の書類審査および福祉用具貸与の点検については、利用者の身体状況に応じた必要かつ適切な利用を進める必要があることから、福祉住環境コーディネーター、建築士、理学療法士等の資格を持った専門人材を有する事業者への委託により実施した。今後も専門人材を活用した点検を進めつつ、点検の充実を検討する必要がある。
- ・医療情報との突合・縦覧点検については、国保連合会から提供される帳票に基づき毎月点検を実施しており、請求誤りの事業者に対しては過誤処理を行っている。一方で、点検の費用対効果の低い帳票もあり、今後は効果の高い帳票を中心として継続的かつ効率的に点検を行っていくことが必要である。
- ・介護給付費通知については、年2回、介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知してきた。引き続き通知の意義や目的を理解してもらうとともに、利用者にとって、さらにわかりやすい通知となるよう改善が必要である。
- ・給付実績の活用については、請求誤り、運営指導およびケアプラン点検等で一定の効果が出ている。国保連合会からは様々な指標による帳票が出力されるため、適正なサービス提供と事業者の指導育成を図るためにも、更なる活用方法の検討と実践が重要である。

地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴
（要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）

- 「見える化」システムおよび「業務分析データ」などによると、以下の特徴がある。
- ・要介護認定者数は増加傾向にあり、とりわけ要支援1の認定者の増加が顕著となっている。要介護認定率は、一貫して全国平均を上回っており、調整済み要介護認定率も、全国平均や東京都平均と比較して高くなっている。
 - ・調整済み重度認定率（要介護3～5）と軽度認定率（要支援1～要介護2）のいずれも全国平均および東京都平均より高くなっている。
 - ・要介護認定における一次判定から二次判定への重度変更率は、全国平均より高いが、東京都平均より低い傾向にある。
 - ・介護保険サービスの受給率は、全国平均および東京都平均より高く、特別区の中では3番目に高い受給率となっている。全国平均や東京都平均を大きく上回っている要因として、特別養護老人ホームの施設数が都内最多であることや在宅サービスを行う事業所が区内に多く存在すること、介護が必要となっても自宅で暮らし続けることを望む要介護認定者が5割を超えていることなどが挙げられる。
 - ・調整済み第1号被保険者1人当たりの給付月額をサービス系列別に見ると、在宅サービス、施設および居住系サービスのいずれにおいても全国平均や東京都平均より高くなっている。
 - ・在宅サービスは全国平均や東京都平均より高くなっており、サービス別に見ると、訪問看護や福祉用具貸与については、受給率および受給者1人当たりの給付月額の双方で全国平均や東京都平均と比較して高くなっている。さらに、福祉用具貸与は調整済み第1号被保険者1人当たりの給付月額も全国平均や東京都平均と比較して高くなっている。

介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方
（優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）

- ・基本調査の定義について調査員と審査会委員で共通認識をもち、調査員間および合議体間の平準化を図るとともに、重度変更について分析・検証する。
- ・地域の主任ケアマネや介護支援専門員（以下「ケアマネ」という。）の職能団体と連携し、主に面談・書面形式でケアプラン点検を実施する。
- ・利用者の身体状況や生活環境に合った住宅改修や福祉用具の利用がなされているか、専門性を持った点検を実施し、併せてケアプラン点検を行う。
- ・医療情報との突合・縦覧点検については、効果が高いと見込まれる帳票を中心に全件（100%）実施する。サービス全般の請求誤り等を早期に発見し、適切な処置を継続的に行うことで、適正な報酬請求の促進を図る。

介護給付
適正化全般

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化		<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準に基づいた要介護認定となるよう、認定調査および認定審査の平準化を図る。 ・要介護認定の申請から認定までを迅速に行う体制を整え、要介護認定を遅滞なく実施する。
		<p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準に基づいた要介護認定となるよう、認定調査および認定審査の平準化を図る。 ・調査票の点検結果を踏まえて、特記事項への記載や定義に即した選択肢について、居宅介護支援事業者等に対して研修を行う。 ・審査判定の判断に迷いやすい事項について審査会委員間で共有し判断の平準化を図るとともに、審査会における事務局の関わり等を含め、審査会運営の標準化を図る。 ・模擬審査会の実施等を通して、審査判定のばらつきを是正する。 ・一次判定から二次判定における重度変更事例の分析を行い令和5年度の実施状況と比較検証する。 ・指定市町村事務受託法人への調査委託拡大や審査会端末の利用により、申請から認定までの迅速化を図る。
事業実施の基本的考え方	6	<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続し、認定調査と認定審査の平準化を図るとともに、要介護認定を遅滞なく実施する。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分析データを活用して、基本調査項目の選択率や審査判定等、練馬区の要介護認定の現状を分析し、特に差が生じている調査項目や、特記事項の記載方法について重点的に取り上げ、平準化に向けた研修を実施する。 ・審査判定結果を分析し、その結果を研修で取り上げ、審査判定の平準化を図る。 ・標準化システムの導入により、申請から認定までの事務の迅速化を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する（要介護認定の平準化）。 ・要介護認定の申請から認定までを迅速に行う体制を整え、要介護認定を遅滞なく実施する。 	7	<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続し、認定調査と認定審査の平準化を図るとともに、要介護認定を遅滞なく実施する。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに実施状況や課題を踏まえて、次期計画に向けたより効果的な取組を決定する。
	8	<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続し、認定調査と認定審査の平準化を図るとともに、要介護認定を遅滞なく実施する。 ・これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画に向けたより効果的な取組を決定する。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組の結果を基に、練馬区の傾向・特徴を再検証する。その結果を認定調査員、審査会委員等の研修内容等に反映し、周知・共有することで、一層の適正化を図る。 ・区が直接行う認定調査にタブレットを用いた認定調査システムを導入することで、認定調査の迅速化を図る。 ・要介護認定制度における業務の効率化を更に検討し、事務の迅速化を図る。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン等の点検		<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検を通して、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を区と共有できるよう、ケアマネを支援する。 ・複数の点検手法により点検を実施し、継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検件数の増加に努める。 ・国保連から提供される介護給付適正化関連システムや給付実績を活用して点検対象の抽出を行い、効果的な点検を実施する。 ・利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用を進めるため、専門性を持った効果的な点検・調査を行う。
		<p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施形態 <ul style="list-style-type: none"> 1 面談形式 運営指導連動型（年80件）、高齢者向け住宅対応型（年15件） 2 東京都ガイドラインを活用した面談形式（年27件） 3 住宅改修（全件）および福祉用具貸与（年13件程度） ・実施方法 <p>ケアプラン点検は、ケアプラン分析システムや給付実績から、ケアプランに特徴がある居宅介護支援事業所やケアマネを把握し、実施する。また、福祉用具貸与を位置付けているケアプランの点検を理学療法士などの専門職がこれまでに引き続き実施する。住宅改修の点検については、事前申請があったものを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 面談形式 <p>運営指導連動型は、全国平均や東京都平均と比較して利用率が高い、福祉用具貸与の利用者に重点を置いて実施する。</p> <p>高齢者向け住宅対応型は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の入居者（練馬区民の要介護者）のケアプランのうち、サービスの利用状況等に注目して実施する。</p> 2 東京都ガイドラインを活用したケアプラン点検 <p>主任ケアマネ、包括および保険者の3者連携による点検を実施する。主任ケアマネと包括は、リ・アセスメントシートの作成などを、点検の前後に支援する。</p> <p>点検後に作成されたケアプランを包括が評価し、結果を区にフィードバックすることで、区はケアプラン点検の効果を把握する。</p> 3 住宅改修および福祉用具貸与の確認 <p>利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用を進めるため、専門性を有する団体に委託し、効果的な点検・訪問を実施する。</p> <p>住宅改修の申請の前後に工事内容や必要性について書類点検を行うほか、福祉用具貸与においてケアプランに沿った適正な品目の選定と効果的な利用がなされていることを確認するため、訪問調査を適宜実施する。併せて、専門職が軽度者申請のケアプラン点検に関与する仕組みを検討する。</p> 4 実施結果について <p>集団指導を活用し、点検結果等を居宅介護支援事業所と共有し、ケアマネジメント力の底上げを図る。</p>
事業実施の基本的考え方	6	
	7	<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続するとともに、実施内容の充実を図る。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者等を検討し、実施内容の充実を図る。 1 面談形式 運営指導連動型（年80件）、高齢者向け住宅対応型（年15件） 2 東京都ガイドラインを活用した面談形式（年27件） 3 住宅改修（全件）および福祉用具貸与（含 軽度者申請）（年25件）
区と地域の主任介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを達成する。	8	<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続するとともに、実施件数の拡充を図る。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者等を検討し、実施内容の充実を図る。 1 面談形式 運営指導連動型（年80件）、高齢者向け住宅対応型（年15件） 2 東京都ガイドラインを活用した面談形式（年27件） 3 住宅改修（全件）および福祉用具貸与（含 軽度者申請）（年45件）

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
医療情報との 突合・ 縦覧点検	6	取組目標 ・国保連合会に委託して点検を実施するほか、保険者確認分について、効果が高いと見込まれる帳票を中心に、毎月点検を実施する。
		実施内容・方法 ・国保連合会から提供される帳票に基づき点検を実施することとし、以下の帳票における保険者確認分については全件実施する。 ・医療情報との突合において有効性が高いと見込まれる帳票 突合区分01および突合区分02に基づく帳票 ・縦覧点検において有効性が高いと見込まれる帳票 重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表に基づく帳票 ・点検の結果、請求誤りの可能性が高い事業所に対して確認を行い、必要に応じて過誤申立てを求め、また、事業所に対し介護報酬の算定方法について正しい理解を促すとともに、事業の普及啓発を図る。
事業実施の 基本的考え方	7	取組目標 ・前年度の取組目標を継続しつつ、点検帳票、点検件数の拡大を目指す。
		実施内容・方法 ・点検については、前年度と同様に実施する。 ・国保連合会の介護給付適正化関連研修会や、国保連合会と東京都が共同で実施する個別支援を活用し、点検の効率性やノウハウを高め、点検帳票、点検件数の拡充を検討する。
請求の誤りを早期に発見し、適切な処置を事業者へ働きかけることで、医療と介護の重複請求の排除および適正な報酬請求の促進を図る。	8	取組目標 ・前年度までの取組目標を踏まえて点検を実施する。また、点検による効果の検証などこれまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画の内容を決定する。
		実施内容・方法 ・点検については、前年度と同様に実施する。 ・点検帳票の拡充などこれまでの取組の検証や、他自治体の実施状況や実施効果なども踏まえて、次期計画の内容を検討する。